

【新設】(共同支配会社等が共同支配会社等グループに属さないこととなった場合の繰越国内グループ調整後対象租税額の計算)

18-4-7 法第 82 条の 19 第 5 項第 1 号イ(3) (国内最低課税額) に規定する政令で定める金額 (以下 18-4-7 において「繰越国内グループ調整後対象租税額」という。) は、共同支配会社等グループごとの過去対象会計年度に係る同号イ(3)(i)に規定する国内グループ調整後対象租税額の計算により算定されたものであるから、例えば、過去対象会計年度において同号イに規定する国内調整後対象租税額が零を下回る共同支配会社等が当該対象会計年度において当該共同支配会社等グループに属さないこととなったとしても、これを考慮しないところにより繰越国内グループ調整後対象租税額の計算を行うことに留意する。

【解説】

- 1 令和 7 年度の税制改正により、特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人又は特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等である内国法人に対しては、各対象会計年度の国内最低課税額について、各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税を課することとされた (法 6 の 4)。
- 2 本制度は、特定多国籍企業グループ等に属する会社等の我が国における税負担が基準税率 (15%) を下回る場合に、我が国に所在するその会社等に対して、その税負担が基準税率に至るまで上乘せ (トップアップ) 課税するものである。
- 3 上記 1 の国内最低課税額とは、次に掲げる内国法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額をいうこととされている (法 82 の 19①)。
 - (1) 各対象会計年度において特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等 (その所在地国が我が国であるものに限る。以下同じ。) である内国法人又は過去対象会計年度においてその特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等であった内国法人でその対象会計年度においてその構成会社等でないもの その対象会計年度における構成会社等に係る国内最低課税額
 - (2) 各対象会計年度において特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等 (その所在地国が我が国であるものに限る。(2)において同じ。) である内国法人又は過去対象会計年度においてその特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等であった内国法人でその対象会計年度においてその共同支配会社等でないもの その対象会計年度における共同支配会社等に係る国内最低課税額
- 4 上記 3 (2) に定める共同支配会社等に係る国内最低課税額とは、各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等グループに係る国内実効税率が基準税率を下回り、かつ、その対象会計年度においてその共同支配会社等グループに係る国内グループ純所得の金額 (法人税法第 82 条の 19 第 5 項第 1 号に規定する国内グループ純所得の金額をいう。以下同じ。) がある場合には、上記 3 (2) に掲げる内国法人に係るその対象会計年度の当期グループ国内最低課税額に係る帰属額、過去対象会計年度ごとの再計算グループ国内最低課税額に係る帰属額及びその対象会計年度の上記 3 (2) に掲げる内国法人 (各種投資会社等に限る。) に係る未分配所得国内最低課税額の合計額 (過去対象会計

年度においてその特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等（その所在地国が我が国であるものに限る。）であった内国法人でその対象会計年度においてその共同支配会社等でないものにあつては、過去対象会計年度ごとの再計算グループ国内最低課税額に係る帰属額の合計額）をいうこととされている（法 82 の 19⑤一）。

5 この国内実効税率とは、共同支配会社等グループのその対象会計年度に係る国内調整後対象租税額の合計額（以下「国内グループ調整後対象租税額」という。）が、国内グループ純所得の金額のうち占める割合をいうこととされており、また、この国内グループ調整後対象租税額は、その金額が零を超え、かつ、その対象会計年度において国内グループ純所得の金額がある場合において、過去対象会計年度に係る「繰越金額の控除制度」の適用がある場合にはその適用後の金額とし、その対象会計年度に係る国内グループ調整後対象租税額の金額が零を下回る場合には零とすることとされている（法 82 の 19⑤一イ(3)）。

6 また、この「繰越金額の控除制度」とは、我が国における租税に関する法令と本制度の間において生ずる永久差異により、欠損金に係る繰延税金資産が発生する場合、将来において過大に国内実効税率が計上される問題を解消するための制度である。

具体的には、国内グループ純所得の金額がある場合には、「負の国内グループ調整後対象租税額」（国内グループ調整後対象租税額が零を下回る部分の金額をいう。以下同じ。）がある場合における国内実効税率の計算において「負の国内グループ調整後対象租税額」を認識しないこととし、国内グループ純所得の金額がない場合には、繰越控除特例（法 82 の 19⑤において準用する法 82 の 19⑬）の適用により「永久差異調整に係るグループ国内最低課税額」（法人税法第 82 条の 19 第 5 項第 3 号ハに掲げる金額をいう。以下同じ。）を零とすることとして、これらの「負の国内グループ調整後対象租税額」及び「永久差異調整に係るグループ国内最低課税額」（繰越国内グループ調整後対象租税額）を翌対象会計年度以後の対象会計年度（国内グループ調整後対象租税額が零を超え、かつ、国内グループ純所得の金額がある場合に限る。以下同じ。）に繰り越し、翌対象会計年度以後の対象会計年度における国内実効税率の計算において、国内グループ調整後対象租税額から控除するというものである（令 155 の 72）。

7 ここで、例えば、繰越国内グループ調整後対象租税額が発生した過去対象会計年度において国内調整後対象租税額が零を下回る共同支配会社等（繰越国内グループ調整後対象租税額の発生の基因となった共同支配会社等）がその後の対象会計年度において共同支配会社等グループに属さないこととなった場合、繰越国内グループ調整後対象租税額のうちこの共同支配会社等から生じた部分の金額の取扱いについて疑義が生ずる。

この点、繰越国内グループ調整後対象租税額は我が国について計算され、我が国において繰り越されるものであることから、たとえ、その繰越国内グループ調整後対象租税額の発生の基因となった共同支配会社等が、その発生した過去対象会計年度後の対象会計年度においてその共同支配会社等が属していた共同支配会社等グループに属さないこととなった場合であっても、その発生した過去対象会計年度後の対象会計年度の繰越国内グループ調整後対象租税額の計算には考慮されない。したがって、その発生した過去対象会計年度後の対象会計年度の繰越国

内グループ調整後対象租税額の計算において、この共同支配会社等から生じた部分の金額は繰越国内グループ調整後対象租税額から除外されずに計算されることとなる。本通達では、このことを例示により留意的に明らかにしている。

- 8 なお、繰越国内グループ調整後対象租税額が生じた後に我が国を所在地国とする共同支配会社等グループに属する共同支配会社等を有しなくなった場合であっても、その繰越国内グループ調整後対象租税額は、新たにその共同支配会社等グループに属する共同支配会社等を我が国に有することとなった対象会計年度まで繰り越され、その対象会計年度以後の対象会計年度における国内実効税率の計算において考慮されることに留意が必要である。